R4.2.1

**特例介護給付費の代理受領の委任（事業所請求）について**

芦屋市障がい福祉課

## １．請求方法

# 提出書類

①特例介護給付費請求書（芦屋市任意様式）　※同様の様式であれば他様式でも可

②介護給付費明細書　（各サービスの様式を使用）

③実績記録票　（各サービスの様式を使用）

# 支払日・提出期限

（原則）※障がい福祉サービスの国保連請求日に合わせ，下記のとおりといたします。

◆請求書提出期限

サービスを提供した月の翌月１０日

◆支払日

提出月の翌月１０日

※１０日が土曜日の場合は前倒し／１０日が日曜日の場合は後ろ倒しの日

※期日を過ぎる場合は，請求書を受理した日により，翌月１５日または２５日払いといたします。

# 提出・問合せ先

〒６５９－８５０１

　芦屋市精道町７番６号

芦屋市福祉部　障がい福祉課　障がい福祉サービス係

　TEL　０７９７－３８－２０４３

MAIL　 syougaifukushi@city.ashiya.lg.jp

## ２．特例介護給付費の規定について

# 給付費額

総合支援法第２９条第３項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とします。（ただし特定費用を除く）

当該費用の１００分の９０に相当する額を，特例介護給付費として支給し，１００分の１０に相当する額は利用者負担額とします。（ただし，生活保護受給者・非課税対象者については１００分の１００に相当する額を特例介護給付費として支給します）

# 対象事業者

指定障害福祉サービス等事業所